

議事日程(第2号)

平成24年12月12日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第42号 宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第2 議案第43号 平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第3 議案第44号 高鍋都市計画畑田土地区画整理事業施行条例及び高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計設置条例の廃止について
- 日程第4 議案第45号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第46号 一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の一部改正について
- 日程第6 議案第47号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第48号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第49号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第50号 高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第51号 高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第52号 高鍋町町道の道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第53号 高鍋町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第54号 高鍋町営住宅の整備基準に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第55号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第56号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第57号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17 議案第58号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第42号 宮崎県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第2 議案第43号 平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第44号 高鍋都市計画畑田土地区画整理事業施行条例及び高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計設置条例の廃止について
- 日程第4 議案第45号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第46号 一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の一部改正について
- 日程第6 議案第47号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第48号 高鍋町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第8 議案第49号 高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第9 議案第50号 高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の制定について
- 日程第10 議案第51号 高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第52号 高鍋町町道の道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第53号 高鍋町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第13 議案第54号 高鍋町営住宅の整備基準に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第55号 平成24年度高鍋町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第56号 平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第57号 平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第58号 平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）

---

出席議員（16名）

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	12番 松岡 信博君
13番 永友 良和君	14番 時任 伸一君

15番 八代 輝幸君

16番 津曲 牧子君

17番 柏木 忠典君

18番 山本 隆俊君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壺岐 昌敏君                      事務局補佐 鳥取 和弘君  
議事調査係長 山下 美穂君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	教育委員長	黒木 知文君
農業委員会会長	渡瀬 俊弘君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	間 省二君	政策推進課長	森 弘道君
建設管理課長	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	長町 信幸君
産業振興課長	田中 義基君	会計管理者兼会計課長	井上 敏郎君
町民生活課長	三浦 敏君	健康福祉課長	河野 辰己君
税務課長	原田 博樹君	上下水道課長	日野 祥二君
教育総務課長	三嶋 俊宏君	社会教育課長	中里 祐二君

---

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。

只今から本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 議案第42号**

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第42号宮崎県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。小林市が交通災害共済事業の取り扱いをやめた理由を聞いておられるかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。小林市は合併前から全労済による交通災害共済事業に加入しておりまして、旧野尻町、旧須木村においても平成25年度から全労済の制度に移行し、共済制度を一本化することでした。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はございませんので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第42号宮崎縣市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

---

### 日程第2. 議案第43号

○議長（山本 隆俊） 日程第2、議案第43号平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第43号平成24年度高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3. 議案第44号

○議長（山本 隆俊） 日程第3、議案第44号高鍋都市計画畑田土地区画整理事業施行条例及び高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計設置条例の廃止についてを議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。ちょっと確認という観点から質問をしたいと思います。

今回、施行条例の廃止と清算金の特別会計を廃止することにおいて、施行条例を廃止するということですが、この、畑田区画整理事業に伴う附帯事業でもありました一ツ瀬土地

改良区からの、今はもう雑用水ということになっておりますが、その配管が現在でもあり水を使用しておるとい状況になります、この水代は、後に出てくる46号の観点にも関係があると思ひますけれども、この配管自体はどこの財産になっておるのか、そんな場合において管理が必要となりますが、今回、施行条例を廃止した場合、一般会計からの支出という問題が多少懸念するところになるろうと私は思ふんですが、どのような事になるのか。まあ、はっきり言えば、この施行条例を廃止した結果、一般会計からの管理というものに関して支出が可能なのか、可能でないのか、まず1点目に伺いたいと思ひます。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。お答えいたします。

配管につきましては町の財産となることとございます。それから、施行条例の中には用水関係の……。失礼しました。本管につきましては町の財産になります。それから、事業地内につきましては組合関係こちらの財産になる。管理等につきましては組合になります。

それから、施行条例の中には用水関係の条文等のございませんで、条例と用水につきましては、関係ないというふうにございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 今、はっきりわかりましたけれど、そうすると本管自体は町有財産ということですね。施行条例においては管理に関しては、畑田区画整理事業の施行条例には関知しないということですね。

そうすると、その46号議案にも、さっき申し上げたように46号議案にも関係するんですが、当然、一ツ瀬の水を使って雑用水としてきておる、当然、料金等も46号議案で料金の改定がなされ、条例の改正があるという事ですが、当然、一ツ瀬自体が水料を取るということであれば、それに伴って本管自体の管理も、これは一ツ瀬がすべき問題ではないんですかね。そこをとりあえず……。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。これまでも本管に関しましては、町のいわゆる都市建設課、建設管理課のほうが管理をしておりました。

あくまでも、今回その管理部分が私ども産業振興課に変わりますが、一般財源のほうで保険等も掛けてまいります。そういう形での扱いをしようとしておりますので、一ツ瀬のほうにつきましては、その本管部分についての管理というのは以前から離れておりますので、管理に関しては私どもになるろうかと思ひます。水料に関しては、また別な問題であろうと思っております。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。それでは3問目ですので結論的なことを申し上げます。

畑田区画整理内の水利組合である太平寺下水利組合、そこと交わした覚書の変更協定書なるものが、平成14年に協定を結んでおると思ひますが、その中で本管は一ツ瀬土地改

良区に管理を委託するという協定が結ばれておりますが、この協定自体は、今、産業振興課長のお答えであると、管理は町がしておるということになる、この協定書との関係はいかがになるのか伺いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。その覚書についてですけど、確かに、当時、一ツ瀬土地改良区との協議の中で畑田地区との覚書の協定変更の協定の締結が前提、その前提のもとに管理がうんぬんという話がありました。

ただ、そういう状況がありましたので、そういう条項等載せておりましたけれども、ただ変更協定の締結後に一ツ瀬側の土地改良区と協議を行っていく中で、その管理委託が受けられない状況になっているということに結論になったために、これまでは建設管理課のほうで管理をしているという状況でございます。

管理委託する先がございませんでしたので、今後もございませんので、今後も町の管理を続けることになるだろうと思っております。

あくまでも覚書を結ぶ前段といいますのは、水を使う、管を使うということについて、その管理が必要であるということから一ツ瀬の土地改良区のほうが管理を不可能であるという場合については、当然、一番、もし管理ができなくなれば不利益をこうむりますのは、その土地改良区下の太平寺下の組合の方々でございますので、それらを改善するために、当然どちらかが介入する、私ども町が管理をしていくということで、それがその管理所管が変わるといふことだといふふうに御理解いただければと思っております。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） よくわかりました。

それでは、太平寺下水利組合とのいざごは起こらないというふうに理解していいんですよね。まあ水をもらう、使うという段階において、この協定書自体は、いわば履行はされておらんけども太平寺下水利組合とのいざごは起こらんというふうに理解していいんですね。

そうであれば、私も当然、賛成という立場であり、できる限り事故がないように、もめごとがないようにという思いで質問したわけです。そのように理解してよろしいですね。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。46号の議案とも重なってくるとは思いますが、確かに、これまで一度、二度、ちょっと管の管理に関してのいざごと、どの部分をいざごとおっしゃるのかわかりませんが、ごたごたとおっしゃるのかわかりませんが、管理についてのいきさつ等が、ちょっと若干あったような気がしております。

ただ、その場合も確実に高鍋町が管理をしていくということでもって、その組合の方との相談をさせていただいて管理組合がやっていたと、失礼、高鍋町が管理をしていたということでございますので、その水料の部分については、後段のことで提案になろうかと思

いますが、今後ないものというふうに思っておりますが。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。池田議員のほうから質疑がありましたけれども、私は、再々確認ですね。

特別会計終了後の雑用水管理について、水利用、水利利用者関係からの不安は寄せられてないのかどうか、そこの確認をさせていただきたいと思います。

やはり、先ほど6番議員、池田議員も言われましたけれども、この問題が後になってまた不満なり、いろんなのが出てきたりした場合に、それに対する対応として、こちら側もしっかりと確約を取っていきたいと思っておりますので、特別会計終了後の雑用水管理について、水利利用者関係者からの不安は寄せられてないかどうか、そこだけ確認したいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。先ほども答弁いたしましたけれども、今回、廃止いたします高鍋都市計画畑田土地区画整理事業施行条例の中には、用水関係に伴う条文等は記載されておられません。条例と用水管理については関係ないものと一応考えております。住民から不安等は今のところ寄せられておりません。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第44号高鍋都市計画畑田土地区画整理事業施行条例及び高鍋都市計画畑田土地区画整理事業清算金特別会計設置条例の廃止については原案のとおり可決されました。

---

日程第4. 議案第45号

日程第5. 議案第46号

日程第6. 議案第47号

日程第7. 議案第48号

日程第8. 議案第49号

日程第9. 議案第50号

日程第10. 議案第51号

日程第11. 議案第52号

日程第12. 議案第53号

日程第13. 議案第54号

日程第14. 議案第55号

日程第15. 議案第56号

日程第16. 議案第57号

日程第17. 議案第58号

○議長（山本 隆俊） 日程第4、議案第45号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから日程第17、議案第58号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上14件を一括議題とし、一議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第45号、高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。町史編さんに伴うものとして、編集委員がつけ加えられておりますけれども、この方について学芸員などの資格は問わないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。この町史編さんに伴う編集につきましては、特段資格を問うつもりはございません。必要ないと考えております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） それならなぜ、今までのではなくて新たにつけ加えられたのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。報酬の一覧といいますか、別紙がございますが、そこに編集委員という項目がなかったから追加をお願いしたところです。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 今までのように、資格が必要でないのであれば、町のいわゆる、いろんな臨時職員雇用あたりもありますよね、そういうところで、これも対応ができたのではないかなと、新たにつけ加える必要があったのかどうかということが、私、非常に気になっている部分があったんですよ。それだけです。

だから、なぜこれがつけ加えられたのかっていうことが、私、一番知りたいことなんですよ。だから、つけ加えなければならぬ理由があるのかどうかということ。

例えばですね、町史編さんについてはですね、業者に委託したもので、かなりいろんなことがわかるようになる、今までとちょっと違うというところもあるんですけども、やはり、そういうところも含めて町史編さんについては、何か思いがあるのかなということ

が、ちょっと私、ちょっと気になったところだったんですよ。

いや、ホームページに載せる、ホームページやったか、あれに載せるやつです、一般公開するやつです、町史編さんの。その問題もあったから、そこで直していくような話をされたでしょう、委託料の中で。ない。あれ、何やったけ。ごめん、私ちょっとちゃんと調べて来てないで言ってしまって、それじゃあ、そこはちょっと後で、また委員会になったときに、そこは質疑ちゃんとします。

私が気になったのは、なぜ、町史編集委員として特別につけ加えられたのかということを知りたいわけですよ。うん。確かに、ほら、町史編さんもずっとやられてない状況もありますし、なかなかね、これは特別なあれが要るのかな。それだったら、なぜその資格を問わないのかなという気がしてたもんですから、そこのところ、なぜ雇用の方法、こういう形で特別につけ加えていったのかということを知りたいわけです。

私の言っている意味わかる。私は、わかるんだけど。

○議長（山本 隆俊） 暫く休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時20分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。前回編集委員として、高鍋町史をつくっておるんですけども、そのときは22条の職員で雇用を対応してるんですね。

そうなると一月毎日出て、業務があるかちゅうたら、最初のうちどうしてもないんですね。それで、一応、半日募集、日当募集にして編集委員とした位置づけをして予算の削減も努めて、その委員の方が積極的に動けるような状況をつくってやったらいいんじゃないかということで、今回、項目を立てたということです。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第46号一ツ瀬川雑用水管理事業給水条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。先ほども申し上げたとおりでありまして、今回、水の使用料金の改定であろうと思いますけれど、非常に高いなというのが第一印象でありました。

それで、同じ一ツ瀬土地改良区の水を使っておるかんがい用水である羽根田地区は水田に使っております。それと比べて、どのくらいの差があるのか。

それと、今回一つだけですけれど水田利用が1万2,000円ということになっておりますが、この算出根拠はどうなっておるのか。まあ、この場で出せなければ特別委員会もありますけれども、まずその点に関して伺いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。今回の金額算定が1万2,000円というふうに設定しております。

通常の一ツ瀬川土地改良区における水田の通常賦課金というのが9,300円だったかと思っております。もちろん今回、一ツ瀬のほうの雑用水を一ツ瀬のほうの水から、かんがい水から雑用水にする場合に、雑用水のほうの運営費、運営といいましょうか、経費等が今回、畑田土地区画整理内区域を入れることによる、歳入歳出の見積もり等させていただくときに、どうしても赤字になってしまっはいけない、これは本末転倒だということもあります。

それとあわせて、本来地区外に送水すべきでないという一ツ瀬のほうの意向もございます。

それに対して、水をかんがい用水として使う場合についての、これまでの畑田土地区画整理内の水料というのが2万円で行ってございました。これについては、地区外送水分の賦課金というか、割増金というのをとっております。それと同様な金額を、今回、算定ということで加算させておるわけなんです。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。これで――7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 6番議員からも質疑がございましたけれども、新たな編入部分ですね、このかんがい用水水利用についてのことだと思うのですけれども、利用者の皆さんへの理解度はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。利用者の皆さんの理解度との御質疑だろうと思います。

今議会で、この議決をいただければ、この後、各関係者に説明をさせていただいて御理解を得ていく予定でございます。

ただ、これまで使用されてきたものが、今回、雑用水の管理事業に変わるだけでございます、その利用、管理について変更があるものではございません。

賦課金につきましても、雑用水管理事業に変わることにによりまして、今までよりも安価に設定をさせていただいておりますので、御理解をいただけるものではないかというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第47号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。この案件はですね、地方分権一括法に関する条例整備であることは承知しております。

専門的な知識を持たなければ、管理運営できないものも数多くあるように見受けませんが、特に見て判断できる部分については、ある程度の知識があれば経験で判断できるものもあるでしょうが、第20条の中での激変緩和措置に関して、高鍋町は標高が低くまた砂利層もあり、その管理には、専門的な知識及び管理体制が必要となることが考えられますけれども、この部分についてどのような考え方であるのか、どう対応できるのか具体的に答弁を求めたいと思います。

また、終末処理に関しても、現在は委託している状況ですが、これも人任せではなく、みずからの管理能力が問われていると、この条項を見る限り思いますがどうでしょうか。

町営住宅の入居基準から見て、この設定された収入基準額の算定はどのようになされてきたのか、具体的に答弁をお願いしたいと思います。

水道関係でも同じことが言えると考えます。今までは、水道施工業者が持っている資格などで事業を行ってきましてけれども、職員が資格以上のものを持たなければ、運営は非常に難しいと考えます。研修などの参加はあったでしょうけれども、具体的に資格を有するまでの職員体制は整っているのかどうかお伺いをしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（日野 祥二君） 上下水道課長。お答えをいたします。

下水道条例第20条で下水管等の排水施設の構造基準、第19条では処理施設、浄化センターを含む施設全体の構造基準が定められております。

まず、御質問の軟弱な地盤の対応ということがございましたが、現在も砂利層等軟弱な場所で工事を行う場合は、現地も確認しながら、施設が損壊しないよう十分な対策を講じているところでございます。

なお、流下する下水の勢いや、気圧が急激に変化し、施設を損壊する恐れのある、いわゆる激変緩和措置が必要な箇所につきましては、現状ではございません。

また、第23条では維持管理の方法について規定しております。

終末処理場の管理に関しましては、高鍋衛生公社に委託をしておりますが、汚水の処理をするためには処理施設技術管理者の資格を有した者が常駐しなければなりませんし、現在の下水道係の人員では処理場の管理までは困難なこともあり、公社と緊密な連携をとりながら維持管理を行っている状況でございます。

次に、水道関係です。布設工事監督者、それから水道技術管理者の資格や設置基準につきましては、今までも水道法や施行令で規定されておまして、高鍋町も法どおりの運用を行ってまいりました。今回、条例でも規定することになりましたので、同じ内容で規定したものでございます。

水道の工務にかかわる職員は2名でございますが、1名につきましては布設工事監督者及び水道技術管理者としての資格を有しております。また、1名につきましては来年度水道技術管理者としての資格を取得するため研修に参加させることができないか検討をいたしておるところです。したがって、今のところ職員体制は整っていると考えておると

ころです。

なお、水道技術に関する各種の研修につきましても、技術の蓄積が図られるようできる限り出席させているところでございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。町営住宅の入居収入基準額の算定についてであります、従来と同じ基準額であります。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。答弁の中で確かに、高鍋衛生公社、これ有資格者が当然いなければならないということになっておりますので、汚水処理に関して、私が質疑の中で申し上げたのは、やはりその方々と同様の知識を持たないと、なかなか運営しても、結局、高鍋衛生公社が、こうですよ、大丈夫ですよと言われても本当に大丈夫かどうかというところが、基本的にしっかりと押さえておかないと、向こうがだますとかそういう意図はなかったにしても、そこを甘くしてしまうんじゃないかと、だからチェックが恐らくできないんじゃないかということが、非常に心配しているわけですね。

確かに、委託しているとはいえ、やはりその辺がしっかりと基準にちゃんと沿うような感じの運営をしていくためには、有資格者と同じ、同等ぐらいの、やはりちゃんとした原理原則を貫ける人というのを持っておかないと、雇っておかないといけないんじゃないかと。確かに業者任せというのが、私はどうかということ言ってるわけですね。

業者は当然、資格者がいないと委託を受けるわけにはいかないわけですから、また、こっちも、有資格者がいなければ委託をさせるわけにはいかないわけですから、ある意味、業者は資格があるということは承知しております。

しかし、問題はそれを管理監督する町のほうに、ちゃんと有資格者と同様の知識が、やはりこれはですね、職員が異動しなければいいんですけど、異動したりすると、水道とか下水道とか、全然知識が本当に異なるところから行った場合に、やはりしっかりとその管理運営というのができているのかどうか。

衛生公社がしてくださっているのかということ、数字的にもしっかりと見ていける人を、だれかちゃんと固定した人を配置しとかないと、非常に私は後々問題が生じてくるんじゃないかと思うんです。

今度、地盤、まあ何かの激変はないとおっしゃいましたけれども、これからいろんな災害があるかもしれない、いろんなことがあるかもしれない、いろんな水が出て、今まで軟弱じゃなかったところが、軟弱になるかもしれない。激変になるかもしれない、というところをいろいろ想定をしていく中で、やはりしっかりと、そういう基準、人選というのを持っておかないと、後々が管理体制が不十分じゃないかなとゆうふうに思われても、やむを得ない状況が出てくるんじゃないかなと思うのです。

だから例えば、宮崎市みたいに大きなところであれば、直営で自分たちが管理をしたりということができるんですけども、高鍋町のような小さな町で、小さな処理施設しかないというところについては、これはやむを得ない、委託することはやむを得ないと、私もある程度は理解をしてるんですけども、この条例をつくる以上、やはり、そのところをしっかりと考えていかないと、条例はつくったが、条例に満たないものであるということになってくると非常に問題が生じてくるんじゃないかなというふうに私は思ったのです。

水道の施工についても、研修、資格取得を目指すという答弁をされましたけれども、やはりこの条例ができることによって、やっぱり危機感というのがあるからこそ、研修にちゃんと行かせて、有資格、要するに資格を取らせるということを答弁されたということは、やはりこの条例ができることによって、非常に管理運営体制というのを強化していかなければならないと、多分思われてからの答弁じゃないかなというふうに思うのですけれども、そこはどのようにお考えになっていらっしゃるでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（日野 祥二君） 上下水道課長。今、議員の御質問のおっしゃる部分もそのとおりだと思います。

ですから、水道につきましては今までも直接管理をしております。水道の上水場、それから配管するポンプ場、全て直接、水道課の職員が管理をしています。そのためには技術管理者が必要になります。

ですから当然、新しい職員については一定の期間が過ぎましたら研修を受けさせて資格を取らせる、これは当たり前のことだと考えております。

ただ、下水道につきましては、今、議員がおっしゃったとおりの部分もあるとは思いますが、現実問題としてそこまで資格を取るまでの時間的な問題もありますし、研修場所が福岡ということになりますから、長期で行っておかないといけないと、いろんな事情がありまして困難な部分もあります。

ですから、今言ったような体制で委託という体制で行っておりますが、その中でほぼ毎日の業務につきまして、ある1週間、2週間まとめたもので、私どもの事務所に来て打ち合わせをしながら運営をしております。

当然、ここ辺の部分の改良が必要だとか、ちょっとここ辺がひっかかりますよということだったら、打ち合わせをしながら、詳細の打ち合わせをしながら運営はやっているところでございます。

資格まで持っているということまでは行きませんが、十分打ち合わせをしながらやっていくことで、安全な管理ができるということを考えておるところです。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第48号高鍋町指定地域密接型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する

る基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。地域密着型の事業については、許認可権はあったものの、その内容を詳細に検討する状況下にはなかったものと考えます。

そこでお伺いしたいんですが、この条例制定後について、サービス事業者について有資格者を初め厳格な審査はどのようにして行おうとされているのかお伺いしたいと思います。

また、かなりの事業所ではこのような条例を定め、事業者への管理監督が自治体へ移り、即判断できる状況になることは御存じなのかどうかお伺い、業者自身がですね、御存じなのかどうかお伺いしたいと思います。

その対応はこの間、指導できているのかどうかお伺いします。

また、認知症対応では後見人、いわゆる法定代理人との関係も生じてきます。そのことについて家族、介護者は理解できるように学習会など行う計画はあるのかどうかをお伺いします。

この条例を事業者に周知させる時間は来年の3月までなんですが、どのような計画を持っていらっしゃるのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。条例制定後のサービス事業者審査基準につきましては、高鍋町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則に基づきまして、これまでどおり国の法令等に適合しているかを審査いたします。

内容としましては、設備基準、職員の配置基準、運営規程、協力病院、利用料設定、地域との連携等事業所により提出されました書類のチェックを行いまして、地域密着型サービス運営委員会において指定の可否を行うものでございます。

今回の条例を定め、事業者への管理監督が自治体へ移り、即、判断できる状況になることは知っているのかについてでございますが、平成18年度から介護保険法改正に伴いまして、指定及び監督権につきましては、市町村に権限が付与されておりますので、町としましては保険者として適正な介護サービスが行われるよう事業者に対しまして、質の確保を求め指導等を行っていきたいと考えております。

また、後見人制度の周知についてでございますが、毎月地域包括センターの職員とともに認知症家族の会に出席しまして、その中で後見人制度についての認識を深めるための周知を行うとともに、認知症サポーター養成講座においても周知を行っていきたいというふうに考えております。

次に、条例の周知についてでございますが、町は平成18年度より既に事業者に対しまして管理監督を行っておりまして、今回、町条例で基準等を定めることに伴いまして、さらに条例の徹底等を事業所に周知していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。なぜ私がこのような質疑をしたのかという理由は、私は、一般質問にもありますけれども、情報開示は一般的なものとして質問をしたいと思っておりますので、今回、総括質疑の中で、私が情報開示を認知症の地域密着型したんです。そしたら定款しかいただけなかったのです。

そしたら、その中で私は平成18年度から、このような流れでやってきているにもかかわらず、私はそこに入所されている方々が安心して暮らせる施設づくり、事業運営をちゃんとしていただくための、平成18年度からやってこられてるってことですので、それであれば、例えばそこで勤めていらっしゃる方が、どのような支払い、給与水準であるのか、そして入居されている方がどのような扱いを受けているのか、いうことも含めて例えばいろんな経営がどうなっているのか、経営がうまくいってないのに施設が運営できるわけがないと経営収支についても私は求めました。しかし、出ませんでした。

ということは、管理監督を私は平成18年からやらなければいけなかった問題を、やっていなかったのではないかとというて危惧するわけですね。だから、管理の方法というのは、ただ上辺だけ、定款だけ見てわかるものではない、そこに働いている人たちがどのような条件で働いているのか、そして、処遇改善の手当てが国支援から、今度、介護保険料から出るようになってます。それについても、本当にきちんと支払われているのかどうかいうことも、これはちゃんと見ていく必要があると思うのです。

だから、そういうことを踏まえて、平成18年からしてきたというのであれば、やはり職員をしっかりと配置していきながら、そういうことも見ていかないと、この書いてあるとおりの、もう長いですよ、私も随分読みましたけれども、読みこなしていくのに、すごい時間がかかりましたけれども、いろんな細かなことまで書いてある条例には、今度うたいます。

そういうことから考えて、今までの職員配置ではそういうところまで見ることができなかったのではないかと思ったから、これ質疑をしたわけです。質疑をした一番大きな理由は。

本当に、人員が足りているのかなと、大丈夫かなと、ちゃんと国からの、国の法律平成18年度からそういうものが移行されている、その状況の中で職員を、ちゃんと専門的な職員をふやさずにやってきたことが、やはりそういった、こちらがちゃんと情報開示をお願いしても、それがとれてないということは、中身を見てないということなんですよ。本当の実態がわかってないということなんですよ。

だから、やはりこれだけの条例をつくっていくのであれば、ある程度、専門的な知識を持った職員を配置していかないと、非常に難しいんじゃないかというふうに思ったから私、総括質疑をしてきたわけですよ。

だから、人員配置が足りてるのかどうか、足りてきたのかどうか、そこをちょっとね、この条例を制定したいということに当たって人員が増されるのか、増員されるのかどうか

そのことも含めてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。地域密着型サービスの指導監査につきましては、高鍋町の指定地域密着型サービス事業者等指導監査要綱というのがございまして、その中で指導等の手順あるいは基準等が定められておまして、事前に提出する書類、帳簿等についても定められております。

要綱の中にはないんですけれども、事前に一応、事業所に提出を求めるものと、当日、事業所のほうで用意するものに分けておまして、重要説明書については事前に町に提出を求めまして、その他、当日用意するものは定款でありますとか、就業規則でありますとか、勤務体制の一覧表でありますとか、出勤簿、賃金台帳、そういうものにつきましては、当日職員が3名程度伺いまして、2名から3名伺いまして、保健師あるいは係長等が参加しまして、その中で実地指導を行っておるような形で、これまでも進めておったところでございます。

今後につきましても、そういう専門的な知識という部分では必要になってくることも考えられていくと思いますので、そういったことも考えながら、今後、対応して行きたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第49号高鍋町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 48号の中でも私は質疑をしましたけれども、面積などについては当然、従前の許認可の中で行っているものと考えます。有資格者を含む人員確保等については当初は行っていたとしても、途中での立ち入りなどを含む調査権は今の職員数では恐らくできてないと私は考えるんです。先ほども答弁がありましたけれども、いろんな帳簿を見ても、そのときに見てぱっとわかるような人であればいいんですが、専門的な知識を持たないと収支報告書についてもほかのものについてもなかなか理解できないと思います。

また、条例改正後について高鍋町の職員数は、これだけの条例を理解し事業者への理解を深めていただけるものかどうか、先ほど、答弁では考えていきたいということだったんですけれども、人員が減らされてきている中で本当にできるかどうか。先ほど答弁がありましたけれども、行って見て、たった2時間か3時間の中で収支報告書なりいろんなものを見ていてその人員を確保されてるかどうか、この人が有資格者かどうか、そして就業

規則にちゃんとマッチしてるのかどうか、そして本当に地域密着型の施設としての運営ができていいのかどうかということを知っていきためには非常に、私、困難を来すんじゃないかなと思ってます。だから、できれば監査でもかなり時間をとってそういうときには監査をするわけですよ、恐らく。だから、そういうことを考えたときには、専門的な知識を持つ人がある程度そのときだけでもしっかりと雇い入れなりして行ってやっぱりちゃんと見る必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。

介護サービス事業者への立入調査についてであります。高鍋町指定地域密着型サービス事業者等指導監査要綱に基づき、事前提出書類をもとに聞き取りと実地指導を行っております。

実地指導は2名または3名の職員で対応しており、介護報酬請求や法的根拠等で不明な点があった場合には県に助言等を求めて支援をいただいております。

また、職員体制につきましてはさまざまな問題等を抱える高齢者等に対応できるよう、今後とも職員力の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第50号高鍋町都市公園、公園施設及び特定公園施設等の設置の基準を定める条例の制定について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。障害者が安全に移動できる公園施設についてはどのように考えておられるのか、また、都市公園、街区公園等今までの基準と違う問題点はないのかお伺いします。

町民1人当たりの公園敷地面積は基準どおりだと考えておりますけれども、今までの違う問題点はどこにあるのかお伺いします。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。障害者が安全に移動できる公園施設の考え方ではありますが、公園の出入り口については幅を確保することや、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック等を敷設することなど、条例7条に記載された高齢者や障害者に適した構造等を考えております。

次に、都市公園、街区公園等で今までの基準と違う問題点についてではありますが、都市公園法や、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律については既に定められていた内容であるため問題点はございません。

次に、町民1人当たりの公園面積についてではありますが、都市公園法で定められていた

標準を条例でも定めておりますので問題はございません。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 先ほど、答弁の中に障害者の方が安全にできるように入り口を広くしたりとかいう答弁があったと思います。私が気になるのは、今まで公園を私も随分あちこち見て回ってるんですが、やはり障害者に優しい公園づくりというのがしてあるのかどうかというところが非常に気になる場所なんです。そうしたときに今の町の予算の中で果たして障害者の皆さんが、トイレに行きたいと言ったときに、じゃあ、障害者用の皆さんの入られるトイレを全てに設置できるのかということになったときに非常に予算的にも非常に規模が大きくなって大変じゃないかなというふうに思うんです。だから、全ての公園にというわけにはいかないでしょうけれども、せめて障害者の皆さんが安心して入られるようなトイレとか、そういうことも含めて、今、幾つかありますよね、だから、これは障害者の皆さんには明確に表示してあると思うんですけれども、結局その公園にしか遊びに行けないと、障害者の方は、どこの自分の近くのところで遊びに行きたいと思ってもいけないという状況があると思うんですが、そういうところをこれからどういうふうにしていこうと、この条例をつくった後どういうふうやっていこうと考えてらっしゃるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。議員さんのおっしゃいました設置するというのでございますけど、この条例につきましては設置する関係の条例ではございませんので御理解いただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 設置する条例ではないです、確かに。だけど、基本的な考え方としてやはり障害者に優しい公園づくりということが基本になってるわけですよ。だから、設置するとか設置しないとという問題じゃなくて、じゃあ、先ほど、最初に答弁がありましたけれども、設置するとかしないとかじゃなくて、じゃあ、ここの文言を入れていること自体が障害者に優しい、じゃあ、入れなきゃいいんです、入れなきゃいいんです、そういうことを入れるから結局、こっちとしては、できるのかなと錯覚するじゃないですか。入れてなければ錯覚しないんです。これはやっぱり錯覚します、こういうふう考えてたら。障害者、最初にぱっと出てくるから、第1条に。だから、障害者の皆さんに優しいというふうになったら、恐らく、これはどこの公園にでもトイレがつくのかなと錯覚することです、こういう書き方がしてあると。だから、やはり、一番最初に移動等の円滑化促進に関する法律と、移動等に関する円滑化の法律と、この内容というのが私も理解しておりませんので、どこまでこれが反映されるのかということは私もよく承知しておりませんが、私が気になるのは、やはり障害者の皆さんが移動等の円滑化、これにやっぱり促進に関する法律の中で定めてある公園の問題というふうに、私は、そういうふうに単純に捉えてるんです。ということは、私が先ほど申し上げたようなことを、障害者を

持たれる家族の方、保護者の方とか家族の方というのは恐らくそういうふうに、これを読まれたら、読まれたら、障害者自立支援法が施行されたときに障害者団体の方が、自立支援法だから支援をしてくれるんだというふうに錯覚されたんです。ほどいてみたら全然違うと、何だと、この法律はということで急遽また変えられたりしたところがあったんですけど、やはり人を見て錯覚するような条例なり法令なりというのは余り、考えてることがやはりちゃんと前に出るような形の条例づくりをしていかないと住民の皆さんは、言葉だけで言えば非常に優しくなった町づくりができるんだねっていうふうに思うけれども、実際内容はそんな計画ありませんよと言われてたらがっかりくるでしょ。私、そこが言いたいんです。だから、条例の中でやっぱりそこ辺はしっかりと書いておく必要があるんじゃないかなと。だから、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律と、これに基づいてどのようなところが改善されていくのかと、やっぱり期待するじゃないですか。全部が一緒には改善できなくても具体的にこういうところを何年計画で改善していくようにしたいとかいうことがあれば非常に私は条例の制定についても非常に前向きで考えて制定されてる、これは確かに地方分権法の一括法の中であるものだから条例を定めればいいんだという考え方で定めるんじゃないかと、せっきやく地方分権法の中で地域主権ということが言われてるわけですから、地域主権を得た自治体が地域の考え方を本当にもっとしっかりとやっけていかないと、この地域分権法ができてからもう既にすごい時間がたってるんです。先ほども介護のほうでも話がありましたけど、平成18年ぐらいからずっと言ってきたわけなんです。だから、私たちがやっぱり期待するのは、こういうふうに書いてあると期待をするっていうことを言いたいんです。

だから、できればどういう計画を、これから条例を定めてからの後のことだと思うんですけど、町長にお伺いしたいと思うんですが、町長はこの問題をどういうふうに捉えどういうふうになさろうとしておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 今、議員の言われることはごもっともだと思っております。

しかしながら、今、条例として定めて、やはり、まあ、議員の申されるように年次的にはいろいろ公園の管理、それから設備を、改修はしておりますけど、今言われるようなものじゃなくて、町で定めなければならないようになっておりますので、文言としてはそういうふうに障害者の安全の移動できる公園というふうになっておりますけど、こういうふうな観点では公園をリニューアルするとか、それから、つくるときにはそういうふうにつくって、今、いっておりますので、僕は、私の考えとしては、今、議員の言われることはごもっともだと思いますけど、年次的には行政としては高齢者、障害者の人たちが使いやすい公園としては私たちはやっていってると思っております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

ここで10分まで休憩をしたいと思います。

午前11時00分休憩

.....  
午前11時10分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

次に議案第51号高鍋町町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。町道の基準を設置できることになっているのですが、現在の基準と異なっているのかどうかをお伺いします。

また、高鍋町は狭い道路がひしめいている町なのですけれども、やむを得ないとは、どういう事情になっているのかどうか。

また、条例に適さない状況にある道路をどうしていくのか。この条例制定後、道路標識関係は、議案52号と関連するのですけれども、歩行者の安全及び自転車を利用される方々への認識状況をどうしていくのかをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。現在の基準と異なるのかとの質疑でございますけれども、現在の基準と同じであります。また、やむを得ないとは、どういう事情かについてであります。地形の状況やその他、特別な理由によるもので、現場の状況に合わせて対応していくものであります。

また、条例に適さない状況にある道路はどうするのかであります。この条例は改良、新設していく上での基準となるものでございます。現状に適さない道路は、今後検討してまいりたいと考えております。歩行者の安全及び自転車を利用される方々への認識状況についてであります。現在の基準と同じでありますので、混乱はないものと考えております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私がちょっと気になったのは、第4条が制定されますね。設計基準交通量というのがありますが、これは大体わかっているのでしょうか。それとも、調査を新たにされるのでしょうか。大体これぐらいの推測、推理をされるというところでの設定なのでしょうか。そこをお伺いしたいと思います。

それから先ほど、現在の基準とは異なるということなのですが、要するに高鍋町は狭い道路がひしめいているわけです。これを新たに改良する場合には、この条例を適用しますということではあると思うのですが、もう、どうにも、こうにもならないという状況というのが、私は幾つかあると思うのです。どうしようもない、もう改良もできない。改良するとなると、もう莫大な費用がかかってしまうということが、そういう道路が、ほかの地域と比べて、高鍋町は非常に多く存在しているような気がするのです。

だから、私は、その時にどうしていいのか、予算規模はどのようになるのだろうか、非常に心配になるのです。もう、だから現状のまま、このままずっといきたいと思っていられるのかどうか。その辺を、どういうふうに考えていられるのかどうかを、聞きたい部分があったわけです。だから、その狭い道路について、どうしていいのか。やむを得ないから、やむを得ないで、ずっと引きずっていくのか、その辺のところをどう考えていられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。狭い道路につきましては、最低でも改良する場合、4メートルは必要だと考えております。建築基準法からしても、4メートルはないと家は建ちませんので。4メートルは確保したいというふうに考えています。

4条の設計速度につきましては、新設の道路に関しましては、設計速度40キロとか50キロ、そういうふうな割合と、あと交通の車の台数などを勘案して、道路の幅員を幾らにすればいいか、とかいうふうな感じで道路を設計していくものでございます。

以上です。（発言する者あり）

○建設管理課長（芥田 秀則君） 新設の道路をつくる場合は、交通量調査をします。それで、大体の、大体というか、正確な台数を出してやりますので、交通量調査を行います。だから、道路を改良するところにつきまして、そこで、交通量調査をするということでございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。13番、永友良和議員。

○13番（永友 良和君） 13番。すみません、ちょっとお伺いしますが、現在、町道の中村議員からも言われました、小さい道路がたくさんあるということで、建設管理課のほうに上がってきている補修とか整備等の要望等は、どれくらい上がってきているのか、もしわかれば。わからなかったら、後からでも結構です。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 今、この場には手持ちの資料がございませんので、後ほど。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第52号。高鍋町町道の道路標識の寸法を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） この条例制定後について、道路標識を地方自治体がつくることができ、今までの方針からすると、標識が多くなるのではないかと。交通関係で、非常に混乱する可能性が考えられる一方で、きめ細やかな案内板作成には朗報だと思うのです。

このことによって生じる費用などについては、どう考えておられるのか。この標識を定めるけれども、定めただけで、まだしばらくの間はやらない、ずっと今の流れでいきます、ということなのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。この条例では、道路標識を設置する場合の道路標識の寸法を定めるものでございます。道路標識の設置者は従来どおりであります。このことにより、標識が多くなることはございません。新たに費用が生じることもございません。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第53号高鍋町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。もうこれはずいぶん、現在の道路のほとんどが、車優先の気がするんですね。その中で障害者対応とか、お年寄りの方への配慮などを含めた優しい道路づくりに反対するものではありませんが、この条例に適合する高鍋町の道路は、どのぐらい今、改良されたり、新設されたりしてきているのか。大体、何%、パーセンテージでどれぐらいになってきているのでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。この条例なのでございますけれども、高鍋町、いや移動円滑法に関するものなのでございますけれども、この条例に適合する町道については、現在のところ、ございません。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第54号高鍋町営住宅の整備基準に関する条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 高鍋町に存在する町営住宅を見てみますと、3条、4条を見ると、環境などについての整備基準というのがあるのでございますけれども、入居者に対しての制約はないようなのです。いくら高鍋町で住みやすい環境での整備を行っても、住む人にその意味が理解できない場合には、ごみ屋敷とまではいかなくても、ほかの居住者に不快感を与える状況が出てくれば、どのような対応ができるのか、条例では見られないのですけれども、どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

また、これは新しく建設する場合のみ適応されるのか、古い住宅などについては、この条例からすると、環境的には相当な資金をつぎ込んで、整備を図る必要があると考えますが、どのような解釈をすればいいのか、答弁を求めたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。初めに、他の入居者に不快感を与える状況への対応についてであります。本条例は、整備に関する基準についての条例であり、入居者に守っていただく事項については、高鍋町営住宅の設置及び管理に関する条例、及び施行規則に規定しておりますので、そちらの条例、規則を適用し、よりよい環境づくりに努めたいと思います。

次に、新しく建設する場合のみ適応されるかとの御質疑でございますが、今後、新しく整備する公営住宅のみに適用し、既存の住宅については適用いたしません。

○7番（中村 末子君） 議長。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） そうなると、私が一番気になるのは、例えば、小丸団地なり、いろいろな、舞鶴団地もそうなのですが、高い建物には、ハトの防止柵などをしてないのです。でも、これは環境的に皆さんも布団も干せない、何もできないという状況があるのです。

先ほどの答弁では、新しく建てるものと規定をしていけば、こういう環境対策というのが、非常にできない状況というのがあると思うのです。だから、ある程度、条例ができてしまえば、できれば環境的に考えて、住民の不安とか不満とかがある場合については、十分聞いていく必要があるのではないかと思うのですが、これは新しく建てるもののみということで、本当に、古いほうの、先ほど答弁がありましたけれども、高鍋町の条例なり、いろいろな問題点で、ここを解消できるようなものを1項目、できれば設けておいてほしいというふうに思うのです。

そうでないと、入居者が古い建物はいいやというふうになると、もし、ほかに新しく建設された場合には、そちらに行きたいというふうになるのは、当然だろうと思うのです。だから、公営住宅法に基づいて、低安価で安心した施設ということ、公営住宅ということで、皆さん、望んでいらっしゃると思いますので、ぜひ、そのところは考慮していただきたいと思うのですが。

それについては、答弁がなければ、もう、これは構いませんけど、答弁していただければ、答弁していただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第55号平成24年度高鍋町一般会計補正予算第4号について、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 常任委員会がありますので、その中でも質疑ができますので、ここでは幾つか代表的なものをさせていただきたいと思います。

地方バス路線維持管理に関して、会計検査院の指摘を受けましたけれども、今回は問題はないのかどうか。また、総務費県補助があるのですけれども、具体的は、どのような計画概要があるのかをお伺いしたいと思います。

放課後児童クラブでは、その運用は適正であるか、しっかりと調査しているのかどうかをお伺いします。

公共施設基金積立については、どのような計画を持っていらっしゃるのか、口蹄疫復興については、花守山計画の進捗状況がどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

商工業振興に関しては、どのような計画の概要なのか。教育振興費について、現在、問題を抱えている児童、生徒数はどのくらい、いるのか。また、それに関わる指導方針はどのようになされているのか。要保護、準要保護について、経済動向をどう反映しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。まず、地方バス路線維持の関係でございますけれども、今回、会計検査院から指摘を受けました事項につきましては、特別交付税算定の数値に用いた補助金の金額が、二重に計上されていたということでございまして、補助金そのものが指摘されたものではございません。今回の補助金につきましては、ですから、何ら問題はございません。

次に、総務費県補助金の関係でございますけれども、今回、補正いたしました県補助金のうち、地域交通機関運行維持対策補助金は、廃止路線代替バスの運行欠損額の2分の1を、県から補助されるものでございます。

次に、未来につなぐ地域公共交通ネットワーク創造事業費補助金は、町内巡回バスを運行しておりますが、これの欠損額に対して、補助が受けられるというものでございます。

次に、公共施設整備、公共施設基金の関係でございますけれども、今回補正しました積立金、これは今までもそうですが、今後、予想されております公共施設の大規模改修に充てたいということで、それに備えるためのものでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。

放課後児童クラブの運営についてでございますが、放課後児童クラブの運営状況の確認につきましては、運営法人等から、毎月、業務日誌の提供を求めるとともに、問題等があった場合につきましては、各クラブの指導員等と情報交換を行いながら、問題の解決を図っておるところでございます。

また、本年度から、放課後児童クラブ担当者会議を開催しまして、各クラブの運営についての情報交換等を行うとともに、平成25年1月に、指導者等の研修会を実施する予定

でございます。以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。続きまして、花守山計画についてであります。今回の補正予算は、来場される観光客と地域住民の方々への安全対策としまして、既存の階段部分の整備と、排水対策を主体として、予算計上させていただきました。

計画進捗につきましては、詳細な現地測量が完了しまして、古墳などとの位置関係がはっきりしましたので、今後、関係各課との協議を行って、地域住民の方々からいただいた御意見、これをできるだけ反映できるように、精査を加えて作成いたします。

それから、商工業振興につきましてですが、商店街まちなみ景観形成事業におきまして、当初、予定していました件数以上の申し込みがございましたものですから、今回、補正予算を計上させていただきました。まちなみ景観形成の意識が徐々に浸透してきているものというふうに、判断しております。

○議長（山本 隆俊） 教育総務課長。

○教育総務課長（三嶋 俊宏君） 教育総務課長。まず、問題を抱える子ども等の自立支援事業に関する御質疑でございますが、不登校児童生徒数は、現在12名でございます。そのうち、現在、適応指導教室に通っている者は2人。問題を抱える子ども等の自立支援事業により、支援を受けている者は6名でございます。問題を抱える子ども等の自立支援事業は、不登校児童生徒対策事業でありまして、学校、保護者と連携を密にしまして、早期学校復帰できるよう指導、支援を行っているところでございます。

不登校児童生徒の学校復帰までの指導といたしまして、学校には行けないが、学校とは別の場所にある教室なら行けるといふ児童生徒につきましては、適応指導教室へ通級させております。学校までは行けるようになったが、元の学級にはまだ行けない児童生徒に対しては、自立支援事業でございますが、訪問支援員を学校に派遣しまして、不安を軽減させるための相談や学習支援などを行い、完全復帰に向けての段階的な指導を行っているところでございます。

次に、要保護、準要保護について、経済動向をどう反映しているのかとの御質疑でございますが、準要保護者の人数は、昨年度は69名でしたが、今年度は、今現在80名と増加しております。増加の主な理由は、失業や離婚により収入が減少した人が多くなっているということと考えております。以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） それぞれ答弁をいただきましたが、一つだけ追加質疑をさせていただきますと思います。花守山計画の進捗状況の中で、答弁が来場される方への便宜を図ってということだったのですが、私は、来場していただくことに、すごく不安を一つ感じているのは、石仏そのものが大丈夫かなと非常に思っているのです。

あれは今、観光協会の施設となっておりますけれども、これの安全対策がしっかり取られないと、もし、この前も地震が起きたりしましたけれども、やはり万が一、地震が起き

たときとか、いろいろな時に、事故があった時に、では観光協会が責任を取っていただけるのですかと。そこまで案内をした、投資をしている高鍋町には、何らの責任もないのかということになった時に、社会的にちゃんと見た時には、おそらく、これは高鍋町の責任が問われる問題になってくるのではないかというふうに、私は思うのです。

やはり観光協会への補助金を出している。そして、また計画の中で道路の問題とか、いろいろな問題とか予算を出している関係もありますし、いろいろなことを考えた時に、社会的に見た場合には、やはり、もし何らかの問題があった時には、高鍋町に責任が問われる問題ではないかというふうに思うのです。

だから、あそこの安全確保を、私は、できれば石仏の安全確保を最優先にさせていただかないと、案内するにしても、非常に私は心がちょっと痛むのです。万が一、事故があった場合に、あの石はやはり相当重いから、もし万が一、事故が起きた時には、死亡ということも考えられる状況があると思うのです。

だから、いろいろな形で、この前は体験学習で一人、死亡した子供さんもいらっしゃいます。生徒さんの木を伐採していて、その木が当たってということで、そういうところで死亡された子どもさんもいらっしゃるわけです。実際、そういうのをニュースで見たりすると、非常に安全対策は万全にしておかないと、ここがやはり安全対策をしておかない限りで、また解放してしまっ、皆さんに、どうぞ、どうぞという形になってしまうと、非常に観光客の皆さんは、現状を御存じないわけです。石仏の状況というのを御存じないわけです。遠くから見る分については、私は、何ら問題ないと思うのですけれども、冗談で私は言ったのですが、とにかくお花とか植わった後は、もう遠くから見るようにしたらどう、と冗談めかしたことを言いましたけれども、本音のところでは、やはり、あそこで、もし事故が起きた場合、一体、誰が責任を取るのかということ、もう少し慎重に考えていく必要があるのではないかというふうに思ったから、これを質疑の中に入れてきたわけです。

そうでないと、これは委員会で、詳細にそこはまた質疑も出てくるでしょうし、説明もされるでしょうけれども、やはり高鍋町の所有していない石仏について、高鍋町は責任ありませんという態度がとれるのかどうか、そこのところをどういうふうに考えていらっしゃるのか、基本的な考え方というのを答弁していただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（田中 義基君） 産業振興課長。御指摘の件に関しましては、前回の一般質問の方でも、ある議員の方から出ました。当然、このことに関しましても、先ほど申し上げました、地域住民の方々からも、御意見としていただいている部分がございます。

ただ、今回、この補正に関しましては、現存の既存のその階段部分、上がって、今おいでいただいている方についての、非常に厳しく石段でございますし、急でございますし、手すり等も不備というところがございますので、その部分については、早急に改善すべきというところから、今回、上げさせてもらったものでございます。

御指摘の部分に関しましては、当然これから先、計画の進捗の中に、当然、盛り込んだ形で、観光協会のほうとも打ち合せをしながら、進捗として計画として、進めていくということで、了解をいただければと思います。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 確かに高鍋町の予算からいえば、階段をつくる、手すりをつけるだけなのです。確かにそれだけかもしれないです。

しかし、階段がちゃんとできて手すりがついたら、みんな行きたくなるのは当たり前でしょう。でも、石仏に対して、私たちが何の対策も立てていない。その中で、階段に手すりをつけたりとか、階段をうまくなだらかなようにしていくとか、そういうことをしていけば、当然、上がっていいよ、見ていいよということ、私たちが言っているようなものなんです。だから促しているわけです。あそこに行ってもいいよということは、促すことになるわけです。悪ければ促すことにはならないわけだから。

だから、その問題をしっかり解決をしないと、それはできないよということ、観光協会ともしっかりと話し合っていたいただきたいと思うんですよ。やはり、そういう不安感がある中で、つくってしまって、その不安感が解消できないまま、高鍋町が工事をやってしまって、行け行けどんどんみみたいな感じになってしまうと、雪崩的にいろいろなことが起きた時に、では一体、誰の責任なのかと、そこを確認しないでやってしまうのかということになってきた時に、非常に問題になると思うのです。

そして、これは前に課長ともお話ししたことだし、前に総括質疑でも、一般質問でも、ちょっとしたことなのですが、あそこは地盤的に、下が岩で上に土が乗っているような状況です。だから、いろいろなものをいじくっていけば、ひよっとしたら、雨が、大雨がきた時の状況などというのは、確かに排水溝を整備するというふうに、おっしゃっていますけれども、やはり、あそこの下にあるお家の方は、ほとんどの方が、地すべりを起してくるのではないかとということ、非常に心配していらっしゃるわけです。現実にならなければいいかと、私は常に思うのです。あそこはもう、木がなくなって、なおさらのこと、揺さぶられるものが確かにないけれども、今度は地下浸透をした時に、それがずっと、そこで滑ってしまうのではないかと不安感が非常に強いわけです。

だから、その辺を解消していかないと、地元の皆さんの不安解消と、観光客への配慮。この2つをちゃんとやっていかないと、私は、もし万が一、事故が起きた場合には、あそこは幾らお金をつぎ込んでも、もう人が来れない場所になるんですよ。だから、そこは慎重にやらないと、最初に慎重にやっておきさえすれば、あとは皆さんに来ていただいて、見ていただく。本当にどんどん来てください、おいでくださいというのがあっても、非常に、私は安心して皆さんに呼び込みができるわけです。だから、例えば、中村さんから言われたから行ったけど、怖かったと。地震があった時に、どこに逃げればいいのかわからなかったというふうな状況が出てきた時に、非常に私は申し訳ないと思うと思うのです。

だから、安全、安心をやはり第一に、一番最初に持ってこない、観光客を呼び寄せた

いという気持ち、それにやはり、先ほども答弁がありましたけれども、古墳の問題というのも、ちゃんと観光客の皆さんに十分に案内できるような社会教育課との連携というものもしっかり取っていきながら、やろうやと言って、やっていくのではなくて、計画をしっかり練っていきながら、そして、観光客の皆さんにお披露目する時には、十分、不整備であっても、安心して楽しんでいただける場所にしていく必要があるのではないかと、私は思っていますので、少なくとも、その問題については、できれば早急に解決していただいて、地元の皆さんが、これならいいよと言っていただけるような、地元の皆さんがまず、見ていただけるような、わかっていただけるような計画というのを早急に進めていかないと、つくってはみたが、大変だったと。お金ばかり使って、もったいなかったということにならないように、ぜひ、お金の使い方というのは、効果的にしていかなければならないわけです。成果がある程度、見られないといけない。ただ、要望があったから、それをつくっていくという、お金を出すということではなくて、やはり高鍋町の予算である以上、そのところは考えていただきたいと私は思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） お答えいたします。今、言われるのはもっともだと思っております。最初、花守山のうったちから、あれを補強したり、落ちているところというのは近寄らないようにということで、いろいろお話をしながら進めてまいりました。

まず、あのあそこの木を切られた時に、これがまだ、話が出る前です。なぜ切られたのかということも、私は地域の住民の方々ともお話をしました。木を切ってしまったら、家の上に土がずってくるばいという話をして、大丈夫と言われるものだから、ずった時には大変なことばいと言って、いろいろ話したのですが、今、予算に上げているのは、だから階段と、水はけをよくしていかないと、そういう事故も起こってくるかなと思っておりますので、一番早い時期に、この予算は計上したものだと思っております。

そして今、石仏の補強というのは、接着剤とかを入れて、ちょうど色を塗る時に、いろいろと押ししたり、いろいろしてやっておりますので、大きな地震が来た時には、これは大変危ないと思いますが、それにはまた、何らかの方法を行政と、そして観光協会と一緒に、施設を安全なものにしていかねばなりませんので、議員のおっしゃることはよくわかりますので、そういった方向で進めてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第56号平成24年度高鍋町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） これは、特別委員会でも毎回しているのですけれども、いつも考えているのは、県全体で行っているため内容が十分に把握できないことです。どのような疾病が多いのか、早急に調査をすることはできないのか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。お答えいたします。後期高齢者医療の医療費分析についてでございますが、宮崎県後期高齢者医療広域連合では、本年度、医療費データベースの構築を行っておりまして、本年度中には、各市町村ごとの医療費分析のデータが配布される予定でありますので、本町の疾病等のデータ分析が行われるようになるものでございます。以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第57号平成24年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第58号平成24年度高鍋町介護保険特別会計補正予算第2号について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 居宅介護が相変わらず、伸びているのですが、その原因がどこにあるのかということですね。高額サービスについての内容についてはどうなのでしょう。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。居宅介護サービス費の伸びにつきましては、高齢化に伴う介護認定者数の増によるものと、町外の居宅介護サービス事業所の増により、通所介護、訪問介護と短期入所を併用して、施設入所までいかず、居宅で生活できている方がふえているためでございます。

高額介護サービス費につきましても、高齢化に伴う介護認定者数の増によるものと、年金収入が80万円未満の所得の少ない方が多くなったためでございます。以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑は、7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 私が気になるのは、居宅介護の伸びがいいからといって、私は実は、ある程度喜んでいた部分がありました。居宅の介護でやっていただけるのだなど。厚生労働省の方針どおり、居宅介護がふえてきているのだなどというふうに、単純に思っていた部分があったのです。

ところが、この前、私、ある方から、施設に入所したいのだけれども、入所ができないと、要するに、いろいろな施設に入所ができないと。待機で何番目ですというふうにおっしゃったのです。だから、そういうのもあるのかなと。施設不足ということは、ないのかなどうか、そこをちょっとお伺いしたい。確認をしておきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（河野 辰己君） 健康福祉課長。待機につきましては、老人ホームで確か

に、待機が数名発生している場合もありますが、ほかのショートステイあるいは、そういったほかの施設の分の待機については、今のところ、そういうところはないというふうを考えております。以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで、質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終わります。

お諮りします。議案第45号及び議案第50号から議案第55号までの7件につきましては、お手元に配布しました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第45号及び議案第50号から議案第55号までの7件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案第46号から議案第49号及び議案第56号から議案第58号までの7件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第46号から議案第49号及び議案第56号から議案第58号までの7件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計予算及び条例審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ここで暫時、休憩します。

午前11時47分休憩

.....

午前11時47分再開

○議長（山本 隆俊） 再開いたします。先ほどの特別会計予算及び条例審査特別委員会の設置にともないまして、正・副委員長の互選が行われましたので、結果について報告いたします。

特別会計予算及び条例審査特別委員会委員長に、柏木忠典議員、同副委員長に青木善明議員が、それぞれ互選されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

○議長（山本 隆俊） これで本日は散会します。

13時から特別委員会を行いますので、第3会議室のほうへお集まりをいただきたいと

思います。

午前11時50分散会

---